

# 鉄骨製作管理技術者

## 新規登録案内（申請ルート B）

### 1. 資格者登録までの流れ

申請ルート B は、試験合格日から 4 年以内の所定の期間に登録申請を行うことにより資格者として登録することが出来ます。登録が行われると 4 月 1 日又は 10 月 1 日から 4 年後の年度の 3 月 31 日まで有効の登録証が発行されます。

### 2. 登録要件

登録申請時に下記に示す学歴または資格に該当する実務経験年数を有する者。

#### ① 1 級登録（1 級合格者のみ有効）

学歴又は資格	実務経験年数※1※2	
	指定学科※3	指定学科以外
大学院・大学・高専の専攻科	1 年以上	3 年以上
短大・高専	2 年以上	4 年以上
専修学校の専門課程 (修業年限 2 年以上)	2 年以上	X
高校	4 年以上	6 年以上
鉄骨製作管理技術者 2 級	2 年以上	
上記以外	8 年以上	
次の資格を有する者は、上記に関係なく登録可 ①一級建築士 ②技術士（建設部門） ③溶接管理技術者認証基準（WES8103）1 級以上		

#### ② 2 級登録（2 級合格者のみ有効）

学歴又は資格	実務経験年数※1※2	
	指定学科※3	指定学科以外
大学院・大学・高専の専攻科	1 年以上	2 年以上
短大・高専	1 年以上	2 年以上
専修学校の専門課程 (修業年限 2 年以上)	1 年以上	X
高校	2 年以上	3 年以上
上記以外	5 年以上	
次の資格を有する者は、上記に関係なく登録可 ①二級建築士以上 ②技術士（建設部門） ③建築鉄骨製品検査技術者 ④建築鉄骨超音波検査技術者 ⑤溶接管理技術者認証基準（WES8103）2 級以上		

※1 実務経験年数は、卒業又は修了後に、資格については資格取得後に※2 に示す実務に従事した期間の合計とする。

※2 実務とは以下のものをいう。

- ①鋼構造物を製作または検査する企業、事業所等における建築鉄骨の設計・工程管理・品質管理・検査・施工管理
- ②建設会社、設計事務所等での鉄骨建築物の設計・検査・工事監理・施工管理
- ③官公庁における建築行政、営繕
- ④大学、研究所等における建築に関する研究・教育等

※3 指定学科とは、以下のものをいう。

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>①建設系</li> <li>②金属材料系</li> <li>③機械系</li> <li>④電気系</li> <li>⑤その他当センターが認めるもの</li> </ol> | <p>(建設系学科の例)</p> <p>建築学科、建築デザイン科、建築システム工学科、<br/>環境工学科、住居学科、都市工学科、衛生工学科、<br/>土木工学科、構造工学科、社会建設工学科、<br/>農業土木科</p> |
|---|--|

※職業訓練校を卒業のものは、HP の【受験申請チャート】を参照ください。

### 3. 新規登録料（1、2 級同額）

登録申請受付後に、当センターより振込用紙を郵送させていただきます。

(新規登録料：当センターホームページ参照)

## 4. 申込方法

**試験合格後、4年以内**に登録要件を満たしたことを確認して登録申請してください。

### 申請ルートB：必要実務経験又は所定の資格を有する方

#### ■新規登録申請書

※写真は1枚貼付けてください。

※写真の裏面に、確認のため必ず名前を記入してください。

#### ■実務経験証明書

実務経験年数が、1級受験者で8年未満、2級受験者で5年未満の方は、**学歴を証明できるもの（卒業証書コピー（A4へ縮小）または卒業証明書）を、資格保持により受験する方は資格証のコピーを添付してください。**

※1 卒業証書の氏名が旧姓の場合は、**公的証明書（運転免許証等）を添付してください。**

※2 卒業証書が外国語の場合、**和訳したものを必ず添付してください。**

#### ■添付書類貼付用紙

※保有資格による必要実務経験を証明する場合は、資格証のコピーを必ず貼付けてください。

1級受験	実務経験年数 <u>8年以上</u>	実務経験年数 <u>8年未満</u>
	添付書類なし	学歴又は資格所有を証明できるいずれかの書類 ・卒業証書のコピー（A4縮小） ・卒業証明書（原本） ・資格証のコピー
2級受験	実務経験年数 <u>5年以上</u>	実務経験年数 <u>5年未満</u>
	添付書類なし	学歴又は資格所有を証明できるいずれかの書類 ・卒業証書のコピー（A4縮小） ・卒業証明書（原本） ・資格証のコピー

## 5. 登録申請の時期、登録の有効期限

登録申請の時期	登録要件を満足した後 ■4月1日登録日の提出期限/3ヵ月前（12月31日迄） ■10月1日登録日の提出期限/3ヵ月前（6月30日迄）
登録の有効期限	■12月31日迄に申請→翌年の4月1日～4年後の年度の3月31日 ■6月30日迄に申請→同年の10月1日～4年後の年度の3月31日

## 6. 申込先

申 込 先	申込期限
一社) 鉄骨技術者教育センター 鉄骨製作管理技術者 係 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町2-1-7 HF日本橋兜町ビルディング TEL 03-6661-1040 (管理技術者専用) FAX 03-3667-6960	試験合格後 4 年以内 の所定の期間

## 7. 登録証の送付

4月1日登録日の場合、前月3月中にお届け致します。10月1日登録日の場合、前月9月中にお届け致します。

(届かない場合には、当センターまでご連絡ください。)

- ・登録証を受け取ったら、内容を確認し大切に保管ください。
- ・紛失した場合は、当センターまでご連絡ください。

## 8. その他

新規登録案内(申請ルートB)、新規登録申請書及び記入例は当センターホームページの資格紹介ページ(鉄骨製作管理技術者)に掲載しております。



---

〒103-0026  
東京都中央区日本橋兜町21-7 HF日本橋兜町ビルディング  
管理技術者専用 TEL: 03-6661-1040 FAX: 03-3667-6960  
ホームページ: <https://www.seec.or.jp>  
E-mail: [info@seec.or.jp](mailto:info@seec.or.jp)

---